

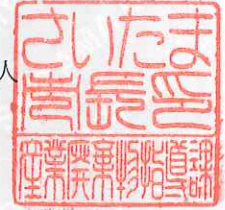
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 さいたま市岩槻区谷下156-1
氏 名 株式会社 第一サービスソリューションズ
代表取締役 餅原 幹也
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項
第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

さいたま市長 清水 勇 人

許可の年月日 平成31年1月9日
許可の有効年月日 令和5年8月15日



1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること）

(1) 積替え保管の有無 有・無

(2) 取り扱える産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類(*) (#1)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず (#1)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*) (#1)、鉋さい、がれき類(*)
以上13種類

(3) (2)のうち積替え保管できる産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類 (#1)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず (#1)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (#1)、鉋さい、がれき類 以上12種類

※1 産業廃棄物の種類に(*)のあるものは、石綿含有産業廃棄物を含む。

※2 産業廃棄物の種類に(#1)のあるものは、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※3 産業廃棄物の種類に(#2)のあるものは、水銀含有ばいじん等を含む。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ別記1のとおり。

3. 許可の条件

特になし。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	内 容
平成5年8月16日	新規許可（県知事許可）
平成31年1月9日	更新許可
令和2年12月28日	変更届（代表者の変更）

5. 積替え許可の有無 有・無

(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

市名 _____ 許可番号 _____

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

積替え保管を行う場所の所在地

さいたま市岩槻区大字谷下字鎮守裏156番1 以上1筆 (面積1,099㎡)

保管施設の概要

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 以上3種類	69.0㎡	2.50m (屋外) 101㎡
紙くず、木くず、繊維くず 以上3種類	27.6㎡	2.50m (屋外) 40.3㎡
がれき類 以上1種類	40.5㎡	2.50m (屋外) 63.8㎡
燃え殻、汚泥、廃油、動植物性残さ、鉍さい 以上5種類	13.1㎡	0.90m (200ℓ ドラム缶10個)
廃プラスチック類(#1)、金属くず(#1)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(#1) 以上3種類	1.11㎡	0.84m (0.10㎡専用容器9個)

※ 産業廃棄物の種類に(#1)のあるものは、水銀使用製品産業廃棄物を含む。